

別紙

令和８年度下関市アンケート集計・分析業務仕様書

1 業務名

令和８年度下関市アンケート集計・分析業務

2 業務履行期間

令和８年１０月１日（木）から令和８年１２月２５日（金）まで

3 業務の目的

下関市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、市民や市内で事業活動を営む事業者の廃棄物に対する考え方、日常生活や事業活動における廃棄物減量活動の取組状況、廃棄物行政に望む施策などを明らかにし、計画策定に各主体の視点を反映させるための基礎資料とすることを目的として実施する。

4 調査内容

（１）調査の実施

ア〔市民意識アンケート調査〕

調査対象：下関市在住の１８歳から７５歳までの市民

調査数量：２,０００人（又は世帯）

抽出方法：地区別及び年齢構成比に基づく層化２段階抽出法

イ〔事業所向けアンケート調査〕

調査対象：令和８年７月１日現在で下関市にある事業所

調査数量：３００事業所（減量化計画書提出企業含む）

抽出方法：産業分類による無作為抽出

従業員２０名以上の事業所を中心に抽出し、従業員１９名以下を一部含む構成

※抽出・印刷・発送・回収は市が行う。

5 業務内容

（１）集計・分析

ア 回収結果について、単純集計及び主要属性別のクロス集計を行う。

イ 現行計画における前回調査との比較が可能な形で分析を行い、現状及び傾向を整理すること。

ウ 分析結果を通じて本市の施策体系への反映に資する考察を行うこと。

エ 自由記述等の定性データについては、主要な意見傾向を整理・要約すること。

オ 有効回収率が低い場合は、構成比補正（年代・地域・業種・規模等）を行い、全体傾向の妥当性を確保すること。

（２）成果物作成

- ア 集計結果及び分析結果を整理した報告書（PDF 形式及び Word 形式）を作成すること。
- イ 報告書には、以下の内容を含むこと。
 - （ア）市民・事業者の意識構造、行動傾向、課題認識等の分析結果
 - （イ）自由記述の主な意見・提言の要約
- ウ 報告書の内容を基に、概要版（A 4 数ページ程度、PDF 形式及び Word 形式）を作成すること。概要版には、主要な結果、傾向分析のポイント、代表的な自由記述の抜粋等を含むこと。
- エ 調査結果に係る集計表・クロス表及び匿名化済み回答データを Excel 形式で納品すること。個人・事業所が特定されない形で整理したデータを納品すること。
- オ 成果物は印刷物（2 部）及び電子データ（PDF／Word／Excel）で納品すること。

6 スケジュール（目安）

項目	時期（案）
集計・分析	1 0 月中旬～1 1 月中旬
最終報告書提出	1 2 月中旬～1 2 月 2 5 日

7 成果物一覧

成果物名	形式	備考
分析報告書	PDF／Word	PDF 形式を正式版とし、Word 形式を編集可能データとして提出
概要版	PDF／Word	一般向けに分かりやすく整理した要約版。PDF 形式を正式版とし、Word 形式を編集可能データとして納品
集計表・クロス表	Excel	単純集計・クロス集計など、主要分析データを含む。
回答データ	Excel	匿名化した個票データ。属性別区分を含む。

8 その他

- （1）受託者は、本業務を実施するに当たり、契約締結後速やかに業務内容や工程、体制等を示した実施計画書を提出し、委託者の承認を受けるものとする。なお、実施計画書の書式は任意書式とする。
- （2）個人情報取扱特記事項（別紙 1）を遵守すること。
- （3）しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項（別紙 2）を遵守すること。
- （4）下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項（別紙 3）を遵守すること。
- （5）本仕様書に定めのない事項及び業務の遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者、受託者の双方協議の上決定する。

別紙 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 3

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。